

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた  
対外試合等の制限期間の延長について (通知)

本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況について、感染拡大が危惧される状況にあることから、県教育委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための当面の対応として、5月5日(水)までの間における県立学校の部活動の対外試合及び外部人材の活用を制限することとし、令和3年4月14日付け青教ス第67号で通知したところです。

しかし、その後においても、日ごとに感染状況は厳しさを増しており、4月23日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(本部長青森県知事)において、このまま感染が拡大し続けると、手術の延期や救急患者の受け入れ困難な状況となるなど、通常の医療提供にも支障が生じかねないところであり、重要な局面に差し掛かっているとの認識が示されました。

このような状況から、県教育委員会では、今後開催が予定されている青森県高等学校総合体育大会、青森県高等学校定時制通信制総合体育大会等を確実に実施し、生徒の活動の成果発表の場を確保できるようにするためには、県立学校における感染防止対策について引き続き万全を期す必要があると判断し、同通知により5月5日(水)までとしている部活動の対外試合及び外部人材の活用の制限期間を、6月11日(金)まで延長することとしました。

県立学校においては、すでに5月6日以降の日程で練習試合等を計画している部活動もあると思いますが、本県の感染拡大状況及び感染防止対策の重要性等について御理解の上、制限期間の延長の措置に御協力くださるようお願いいたします。

つきましては、教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、令和2年12月21日付け通知青教ス第919号「部活動実施上の留意事項について」を踏まえて、学校内外における感染防止対策を適切に実施してくださるようお願いいたします。また、児童生徒及び保護者に対しても、本通知の内容を周知の上、感染防止に留意するよう指導願います。

なお、部活動の対外試合等の制限期間については、今後の県内の感染の改善状況等によって変更する可能性があることを申し添えます。

※ 令和3年4月14日付け青教ス第67号の記の1の(1)「対外試合の禁止に記載する青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟等の団体」については、当該連盟、中学校体育連盟及び青森県高等学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織として取り扱います。

【担当】 ○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること  
学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)  
学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)  
○保健管理等に関すること  
スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)



青教ス第67号  
令和3年4月14日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会教育長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた対外試合及び外部講師  
に関する対応について（通知）

去る4月9日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議（本部長青森県知事）において、本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況について、感染経路不明の感染者が大きく増加し、多くのクラスターの発生と新たに変異株を有する症例も確認され、感染拡大が危惧される状況にあるとの報告があり、具体的な対策として部活動等の対外試合、外部講師の活用、合宿を当面避けることなどが示されました。

このことから、県教育委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための当面の対応として、5月5日（水）までの間における県立学校の部活動及び外部人材の活用等について下記のとおり取り扱うこととしました。

各学校におかれては、本通知の内容について教職員に周知するとともに、学校内での部活動の練習等の活動における感染防止対策についても適切に実施して下さるようお願いいたします。また、児童生徒及び保護者に対しても、本通知の内容を周知の上、学校外の活動においても感染防止に留意するよう指導願います。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する可能性があることを申し添えます。

## 記

### 1 部活動について

#### (1) 対外試合の禁止

原則として他校との試合（練習試合を含む。）及び合宿（学校単独で行うものを含む。）を禁止すること。

ただし、青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟等の団体が主催又は共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。

また、参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、県教育委員会から発出している部活動実施上の留意事項について（令和2年12月21日付け青教ス第919号通知）に基づき万全の感染防止対策を講じること。

#### 【参加する際は】

- ① 毎日こまめな健康チェックをし、体調不良の場合は、参加しないこと。

- ② 競技（運動）の合間や更衣室ではマスク等を着用すること。
- ③ 声援、指示など大声を出さない。
- ④ 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ⑤ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑥ マスクを外した状態での会話は避けること。
- ⑦ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

**【試合後は】**

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医<sup>\*</sup>に相談し、指示を仰ぐこと。

※ かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

**(2) 練習等活動時の留意事項**

① 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

② 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティング、食事の際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

**2 外部人材の活用について**

外部人材（日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。）の来校による直接の指導等は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信、オンライン等により実施すること。

ただし、健康診断や交通安全教室など児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認めることとする。

**【担当】** ○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)



青教ス第919号  
令和2年12月21日

各県立学校長 殿

スポーツ健康課長  
学校教育課長  
(公印省略)

部活動実施上の留意事項について（通知）

県立学校における部活動実施上の留意事項については、令和2年6月1日付け青教ス第253号で通知したところですが、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの変更等を踏まえ、別添のとおりまとめましたのでお知らせします。

各学校においては、本通知の内容について教職員等に周知するとともに、感染防止のための措置を講じた上で適切に実施するようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて、対応を変更する場合がありますことを申し添えます。

**【担当】**

- 運動部活動に関すること  
体育・健康グループ  
TEL 017-734-9907（直通）
- 文化部活動に関すること  
高等学校指導グループ  
TEL 017-734-9883（直通）  
特別支援教育推進室  
TEL 017-734-9882（直通）

## 【部活動実施上の留意事項】

部活動の実施に当たっては、3つの条件（**密閉空間、密集場所、密接場面**）が重ならないよう、以下を参考に、実施内容や方法を工夫するなど、感染防止のための措置を講じた上で、**各学校長の判断により計画的に実施**すること。

### 1 部活動への参加に関すること

(1) 発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

※地域の感染状況によっては、同居の家族に風邪症状が見られる時も同様。

### 2 活動日、活動時間、活動場所に関すること

(1) 同一日、同一時間に多くの生徒が集まることを避けるため、各部の活動日、活動時間をずらすなどの工夫をすること。

(2) 体育館などの屋内で実施する場合は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けて換気をすること。

(3) ウェイトトレーニング場、武道場、教室、部室、更衣室等の狭い施設については時間や人数の制限をするなどの工夫をすること。

(4) 練習前後には、可能な範囲で施設、用具等の消毒をすること。特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は確実に消毒すること。

### 3 練習に関すること

(1) 石けんによるこまめな手洗い、練習後には洗顔をするよう指導すること。

(2) 飲み物、タオル、身に付ける用具は各自が準備し、共用しないよう指導すること。

(3) 飛沫感染が想定されるような練習及び至近距離での会話（顧問の指示等も含む）は、屋外であっても避けるよう工夫して活動すること。

(4) 公共、民間施設を利用する際には、利用する施設の指示に従うとともに、活動する人数を調整すること。

### 4 大会・行事、遠征、合宿等に関すること

(1) 大会・行事に参加する場合は、主催者及び事務局の留意事項等に従い、参加する人数を調整すること。

(2) 移動（バス、電車等利用）の際には、マスクを着用する、会話は控えめにする、降車後は速やかに手を洗うなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。

(3) 食事の際には、飛沫を飛ばさないような位置に座る、距離がとれなければ会話を控える、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するなど、基本的感染防止対策を確実に行うこと。

(4) 参加に当たっては、事前に会場となる地域（都道府県、市町村等）における感染状況及び対応制限等を確認の上、慎重に判断すること。また、宿泊を伴う際には、居室や共用スペース（食堂、浴室及びロビー等）における必要な感染防止対策を講じること。

### 5 その他

(1) 各競技団体が作成する競技別のガイドラインに留意すること。